

鳥取県地域建築技能継承普及支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県地域建築技能継承普及支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、木造建築に携わる建築大工、左官、板金、建具及び瓦の技能士の地域建築技能の継承を推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第4欄に掲げる補助対象事業者（以下、「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第3欄に定める率を乗じて得た額（その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

3 県は、補助対象者に対し、当該年度の補助金の配分額を4月10日までに通知しなければならない。

4 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業を行なおうとする日の30日前までに行わなければならない。

2 補助金の交付申請をする者は、様式第1号による書類に様式第2号及び様式第3号の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から速やかに行なうものとする。ただし、交付申請を受けた日において知事とその財源に充当する国の補助金の交付の決定を受けていない場合は、当該交付の決定を受けた後に速やかに行なうものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更等)

- 第6条** 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の額の増額又は2割を超える減額以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

- 第7条** 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日
- 2 規則第17条第1項による報告をする者は、様式第5号による書類に様式第2号及び様式第3号の書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

- 第8条** 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年4月10日から施行する。

附 則
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 補助対象事業者
(1) 技術研修等事業 技能士試験、競技大会等を目的とした技術研修会の開催又は参加（ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による認定訓練を除く。）	①研修会の開催に係る経費 ・講師に係る謝金、旅費 ・材料費 ・会場使用料 ・その他、研修会・会議に係る経費（役務費、委託料、物品購入費、需用費（食糧費を除く）等） ②県外で開催される研修会の参加に係る経費 ・負担金 ・旅費 ・その他、県外で開催される研修会・会議の参加に係る経費（役務費、物品購入費、需用費（食糧費を除く）等）	1/2	第1欄の(1)又は(2)の事業を行う次に掲げるいずれかの者 (ア) 建築大工の技能士により組織される団体 (イ) 左官の技能士により組織される団体 (ウ) 板金の技能士により組織される団体 (エ) 建具の技能士により組織される団体 (オ) 瓦の技能士により組織される団体
(2) 競技大会事業 県内外で行われる技能競技大会への参加又は競技大会の開催	①県内外で開催される技能競技大会の参加に係る経費 ・参加料 ・練習用材料費 ・選手及び講師旅費 ・その他、技能競技大会の参加に係る経費（役務費、物品購入費、需用費（食糧費を除く）等） ②県内での技能競技大会の開催に係る経費 ・会場使用料 ・材料費 ・その他、技能競技大会の開催に係る経費（役務費、委託料、物品購入費、需用費（食糧費を除く）等）	1/2	
(3) 普及啓発活動事業 地域建築技能の普及啓発を目的とした展示会、ものづくり体験教室等の開催	①展示会の開催に係る経費 ・会場使用料 ・材料費 ・材料加工費 ・その他、展示会の開催に係る経費（役務費、委託料、物品購入費、需用費（食糧費を除く）等） ②ものづくり体験教室等の開催に係る経費 ・会場使用料 ・材料費 ・材料加工費 ・その他、ものづくり体験教室等の開催に係る経費（役務費、委託料、物品購入費、需用費（食糧費を除く）等）	2/3 (ただし材料費 10/10)	
(4) 研究活動事業 地域建築技能に関する研修会、研究等の事業の開催	①研修会の開催、研究に係る経費 ・会場使用料 ・材料費 ・材料加工費 ・講師に係る謝金、旅費 ・その他研修会の開催、研究に係る経費（役務費、委託料、物品購入費、需用費（食糧費を除く）等） ②県外研修会に係る経費 ・役務費 ・委託料 ・その他研修会開催に係る経費（使用料、旅費、需用費（食糧費を除く）等）	2/3	

注) 委託料については、県内業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(1) ②及び(4) ②の県外研修に係る経費の補助額の上限は合算して20万円とする。

鳥取県知事 様

申請者 住所
氏名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県地域建築技能継承普及支援事業補助金交付申請書

鳥取県地域建築技能継承普及支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県地域建築技能継承普及支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業の名称	鳥取県地域建築技能継承普及支援事業
算定基準額（見込み）	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書（に準ずる書類）

(注) 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。

年度鳥取県地域建築技能継承普及支援事補支援事業計画（報告）書

1 交付申請額の算出方法

（単位：円）

補助事業	事業費	補助対象経費	補助率	補助金額	内容
技術研修等事業			1/2		
競技大会事業			1/2		
普及啓発活動事業	①材料費		10/10		
	②材料費以外の事業費		2/3		
研究活動事業			2/3		
計					

（注）1 事業費欄は、実際に要する事業費を記載すること。

2 変更申請する場合は、下欄に変更申請に係る額を、上欄に既交付決定に係る額を（ ）書きで記載すること。

3 技術研修等事業及び研究活動事業のうち県外研修に係る交付申請額の上限は20万円とすること。

2 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

3 事業計画（実施）期間

事業開始（予定）日	事業完了（予定）日
年 月 日	年 月 日

4 申請日時点での構成員数

東部	中部	西部	合計
人（社）	人（社）	人（社）	人（社）

※構成員数は人数又は社数を記載してください。社数を記載される場合は「人」に二重線を引いてください。

5 消費税の取扱いについて、以下より該当のものを記載すること。

（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税課税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

年度鳥取県地域建築技能継承普及支援事業収支予算（決算）書

歳入予算（決算）

（単位：円）

区 分	予 算 額 (a)	決 算（見込み）額 (b)	差 引 (a - b)
財源内訳			
県補助金 その他の財源			

歳出予算（決算）

（単位：円）

区 分	予 算 額	流 用 等 増△減額	予 算 現 額	支 払 額	摘 要

様

職 氏 名

年度鳥取県地域建築技能継承普及支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県地域建築技能継承普及支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、本補助金の額が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……………とする。ただし、本補助金の額が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県地域建築技能継承普及支援事業補助金交付要綱（平成18年4月11日付第200500145147号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）の規定に従わなければならない。

職氏名 様

住所
申請者 氏名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県地域建築技能継承普及支援事業補助金実績報告書

年 月 日 第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県地域建築技能継承普及支援事補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業の名称	鳥取県地域建築技能継承普及支援事業	
交 付 決 定	算定基準額	交付決定額
実 績		
差 引		
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支計算書 (に準ずる書類)	

様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県地域建築技能継承普及支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあつた鳥取県地域建築技能継承普及支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2の額から3の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
| 5 添付資料 | | |
| (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類 | | |
| (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） | | |
| (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し） | | |

様式第6号 別紙 (第7条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区 分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳						

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法